

中山間地域等直接支払の見直しに関する提言

2026 年 10 月 26 日

特定非営利活動法人中山間地域フォーラム

農林水産省においては、「令和 9 年度からの水田政策の見直し」を取りまとめ、その中で中山間地域等直接支払についても見直しの考え方を示している。それは、制度創設から四半世紀以上を経ての大幅な見直しであるとともに、食料・農業・農村基本計画（2025 年 4 月）においても「中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する」と明記されている最も重要なものである。

しかしながら、全国の中山間地域の人々や関係者（自治体関係者、政府関係者、研究者など）とともに地域を支援する活動が続けてきた私たち中山間地域フォーラムは、今回の見直しが必ずしも当事者や関係者の強い関心の対象となっていない状況を憂慮している。

そこで、中山間地域に関する最も重要な施策である本制度の大きな見直しについて、幅広い関心の拡大を呼びかけたい。同時に、政府に対しては、下記の事項について真摯な議論・検討が行われるように提言するものである。

記

1. 基礎的な検証の必要性

「見直し」では、「対象農地の拡大」を掲げているが、新たな拡大を言う以前に、従来から制度の対象となってきた多くの地域が、担い手不足や集落機能の低下など厳しい状況におかれているのはなぜか、本制度のどこが不十分であったのか等、**制度の効果について基礎的な検証が行われるべき**であろう。第三者委員会では、5 年 1 期単位での効果検証はなされてきたが、四半世紀に及ぶ時間軸での検証の場は持たれていない。この点では、「農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行う」ことを定めた食料・農業・農村基本法（第 47 条）に照らせば、制度の見直しに当たり、この間の「不利」の現状がどのように変化しているのかという、**数量的な検討を出発点とすべき**である。

2. 条件不利性に関する幅広い検証の必要性

水田農業の規模拡大が進んでいる平地農村との競争条件を考える場合、中山間地域においては、傾斜以外にも、まとまった農地が少ないこと、通作・集出荷の距離の長さ、日照時間の少なさ、増大する鳥獣害対策など経営規模の拡大が困難な状況にある。**条件不利性については、こうした平地農村の効率的な経営との多面的な格差について、地域の実情を十分踏まえた地域参加によるボトムアップ型の幅広い検討を行うべき**である。

3. 対象農地拡大に関する基本的議論の必要性

対象農地の拡大については、現在の「実施率」の低さを根拠としている（急傾斜田 50%、緩傾斜田 29%）。それでは、なぜ農林水産省及び市町村が四半世紀にわたり、その向上を図ることができなかったのか、現場の市町村とともに、検討を行う必要がある。その際、これまで使われていなかった「実施率」という指標そのものの適格性も含めた議論を行うべきである。

以上の検証作業にあたっては、**第三者委員会や審議会等の審議を経る等、政策形成過程の透明化を図ることは、基本法（第 50 条）からしても、また先に論じた、関係者の関心を高めるうえでも不可欠**である。

以上